

第十四回

大津町農業委員会

令和六年八月九日

第 1 4 回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 9 日（金） 9：30 から 10：30

2. 場 所 大津町役場 3 階 会議室 302AB

3. 出席農業委員 （11 人）

1 番 古庄 廣継	2 番 東 一夫	3 番 西村 千香
4 番 藤本 勝昭	5 番 宮崎 京子	
7 番 府内 公生	8 番 岩本 勝	9 番 今村 太
10 番 大村 礼美	11 番 荒木 博文	12 番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員 （9 人）

2 番 中尾 信幸	5 番 大田黒 淳次	6 番 吉山 一豊
8 番 荒木 幸一	9 番 石原 龍二	11 番 和田 勇一郎
13 番 池田 直美	16 番 松永 富幸	17 番 本田 喜代治

4. 欠席農業委員（1 人） 6 番 宮崎 恵美
欠席推進委員（1 人） 10 番 西本 和重

5. 議事日程

日程第 1	開 会
日程第 2	議事録署名委員の指名
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
日程第 7	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
日程第 8	議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
日程第 9	議案第 6 号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田博隆 事務局次長 田上 克也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和6年8月9日 第14回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和6年8月、第14回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員の過半委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。7番 府内 公生 委員と8番 岩本 勝 委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。8月の第14回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。8月の第14回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。議案書は1Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。

4条の1 意見書(案)は 1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字瀬田地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で転用は可能です。

なお、平成26年に白川の氾濫に備えるため、土地を盛土し、農地法の許可を得ずに転用してあり、今後は農地法の手続きを遵守すると始末書の提出がされています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、瀬田地区ですので、東農業委員から説明をお願いします。

東 委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字瀬田地内で、瀬田公民館の東約60mに位置する農地です。

申請の内容は、申請地は白川に面しており、白川の水害に悩まされていて、盛土をして、自身が代表者の法人の駐車場として使用する計画をされました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

瀬田地区担当は大田黒推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、貸駐車場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員

会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書(案)は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は飼料貯配タンク及び保管場所への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明します。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、護川小学校西側約30mの農地です。

申請の内容は、現在、飼料貯配タンクの組立と保管場所として利用している場所が手狭になり、自己所有地で利便性が良く広さも確保できるため、今回の計画になりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、飼料貯配タンク及び保管場所への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の3について事務局の説明を求めます。

4条の3 意見書(案)は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査の結果を、引水地区ですので古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査の報告をいたします。
申請地は大字引水で「道の駅大津」の北西側約300mに位置する農地です。
申請の内容は、申請人は、共同住宅を計画し、所得の安定を図るため申請されました。隣接する農地は自己所有地で、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 本人から申請についての相談がありました。辺鄙な土地で、畜産農家が飼料用トウモロコシを作付けしていましたが鳥獣害被害があり耕作できず、所有者が保全管理を行っています。以上を踏まえると、用途地域であり有効利用の観点から転用やむなしと考えます。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の3、共同住宅への転用については、可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2P～3Pをお願いいたします。今回9件の申請がなされております。

5条の1 意見書(案)は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、町民グラウンド東側に位置する農地です。申請の内容は、申請人は共同住宅を計画し、所得の安定を図るため今回の申請となりました。隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字新地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、新地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字新地内で、大津高校の南西約100mに位置する農地です。

申請の内容は、近隣の自己所有の農地の作業用車両の駐車場にするため、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地は無く、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
新地区担当は西本推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かって
いますか。

事務局 西本委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意
見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決
とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は6P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいた
します。

申請地は大字岩坂地内の農地です。

1の転用目的は工場・事務所・資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となってい
ない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農
地」で転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので
荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字岩坂地内で、岩坂集落の南側で空調設備関連会社の東に位置する
農地です。

申請の内容は、申請人は宮崎県に本店を置き、空調設備、各種配管の施工を
行う会社です。半導体製造会社の空調設備事業に対応するため今回の土地を選

定し、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地は無く、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

本社を移転するということで、現地調査には社長自ら来られて説明されました。法面等は安全性を確保するため県の指導で30度未満で施工するとの説明を受けています。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、工場・事務所・資材置場への転用への所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅用地造成への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字室地内で、室小学校の西側約100mに位置する農地です。
申請の内容は、申請地周辺は、企業の進出で共同住宅の需要が見込まれ、住環境に適した土地であり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 高層階の共同住宅が建設されると聞いているが何階建てかわかりますか。

事務局 転用申請は、用途地域であることから共同住宅用地造成の申請となっています。配置図では11階建ての記載がなされていますが、許可は用地造成に対して行われます。

岩本委員 日照権等の課題はないのですか

事務局 大津町都市計画の用途地域で、高層建物の建設は可能な地域となっています。

会 長 他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、共同住宅用地造成への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局

5条の5と事業計画の変更1は同一案件ですので併せて説明します。

5条の5は意見書(案)は8P、申請地見取図は15P～16P 事業計画の変更の意見書(案)は13P、申請地見取図は25P～26Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、「第1種農地」ですが、水道、下水道の二種類以上が埋設されていること、概ね500m以内に2以上の公共施設があること、例外規定の「2種2管」に該当し、第3種農地になり転用は可能です。

事業計画の変更は、事業継承者が令和5年8月29日付で許可を受けた所有権の移転目的「建築条件付売買予定地」を「共同住宅」に変更するものです。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内で、県道瀬田竜田線陣内交差点から北東へ約200m入った農地です。

申請の内容は、譲受人は西原村に本社を置き、不動産業を中心に事業を行っています。申請地は国道に近く交通の便が良く、住環境の良い場所であり、共同住宅を計画し、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 別に問題ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、及び事業計画の変更1の共同住宅への転用での所有権移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の6について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の6 意見書(案)は9P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は事務所・倉庫兼測量・ドローン飛行訓練場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、自動車専用道路「国道57号北側復旧道路」のインターチェンジの300m以内にある農地で例外規定により、「第3種農地」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字平川地内で、国道57号北側復旧道路大津インターチェンジの東側に位置する農地です。

申請の内容は、申請人は大津町内で不動産業を営む法人で、ドローンを使った測量が注目を集めており、ドローン飛行及び測量訓練場を計画し、計画地は広さも十分確保され、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題な

いと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

荒木委員 古庄委員の自宅近くですがご意見はありませんか。

古庄委員 近隣から騒音等の問題はないのかという意見がありました。

事務局 測量用ドローンのため、防除用等に比べて音は小さいと聞いています。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の6、事務所・倉庫兼測量・ドローン飛行訓練場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の7について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の7 意見書(案)は10P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、例外規定の集落接続に該当することから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明します。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、杉上集落の北側に位置する農地です。

申請の内容は、自宅を解体し、申請地と併せて共同住宅を建築して、収入の安定を図るため、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 現在は空き家となっています。この空き家を解体し、奥の農地と併せて共同住宅を建設予定です。空き家解消も図られ住民の増加につながり問題はないと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の7、共同住宅への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の8について事務局の説明を求めます。

5条の8 意見書(案)は11P、申請地見取図は21P～22Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、例外規定の集落接続に該当することから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明します。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、人権啓発福祉センターの東側約300m農地です。

申請の内容は、関連会社が申請地の近隣で共同住宅建設する計画で、資材置場を探していたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 今回の申請地周辺は、これまでも様々な転用案件が申請されています。毎回申し上げていますが、車両の通行量増加に伴う通学路等を含めた安全確保が課題だと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の8、資材置場への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の9について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の9 意見書(案)は12P、申請地見取図は23P～24Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は貸物流倉庫への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」であります。国道沿道の流通施設に該当することから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明いたします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、国道325号の沿道で杉水公園南側約150mに位置する農地です。

申請の内容は、申請地の周辺は工場等の立地が進んでおり、流通施設として貸倉庫を計画したところ、譲渡人の話し合いがまとまり、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地は無く、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく願います。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 別に問題はないと思いますが。1点だけ意見があります。大規模開発のため排水路については改修が必要になると思いますが。

事務局 大規模開発になるため、排水については下流域の地区から要望が上がっていると聞いています。県の開発行為、町の開発指導要綱に基づき指導がなされると思います。

- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
5条の9、貸物流倉庫への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。
- 会 長 続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。(5条事業計画変更)
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による事業計画の変更についてご説明いたします。
議案書は4～5Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。
- 事務局 事業計画変更の1については、転用の5条の5で審議・議決いただいておりますので事業計画変更の2から説明いたします。
- 事務局 事業計画変更の2、議案書は5P、意見書(案)は14P、申請地見取図は27P～28Pをお願いいたします。
申請地は大字大津地内の農地です。
事業計画の変更は、令和4年9月28日付で宅地分譲への転用が許可されていきました。宅地分譲の買い手が見つからず、近隣から駐車場の要望があり、宅地分譲計画を見直し、今回、貸駐車場への事業計画の変更申請が提出されています。
以上、事務局の説明を終わります。
- 会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄委員から説明をお願いします。
- 古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、楽善住宅内の農地です。
申請の内容は、宅地分譲を計画し、整備を進めていましたが、買い手が見つからず、近隣から駐車場の要望があり、今回の変更申請となりました。

申請地の周りに農地ではなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段ございません。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

荒木委員 南側の法面が急勾配の高土手でした。変更前の分譲地であれば雨水処理やフェンス設置等は各購入者で対応しますが、駐車場としての安全対策策は継承者になると思います。
現地説明では、変更後は砂利舗装の駐車場で、フェンス等はなく、南斜面は防草シートで対応とのことでしたが、近年の豪雨を考慮すると土砂崩れが心配されます。また、車両の転落も考えられます。

事務局 雨水は砂利舗装の自然浸透に加え、北側に勾配を取り処理すると聞いています。安全対策についても責任持って対応しますとのことですが

東 委員 災害等での被害は地主が補償することになるのですか。

事務局 災害の種類、管理状態や瑕疵の有無にもよると思います。総会で意見があったことを申請者に伝えることとします。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の2については、原案のとおり可決

とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして日程第 7、議案第 4 号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 4 号についてご説明いたします。
議案書は 6 P～7 P となります。
議案第 4 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。
今月の利用権設定申出書・計画書の件数は 9 件です。1 番から 4 番が再設定で、5 番から 9 番が新規の申請となっております。
申出書面積の合計は 35, 152 m²（約 3 町 5 反）です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。
個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a 当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。
（意見・ご質問なし）
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の利用権設定について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成と認めます。

議案第 4 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第 8、議案第 5 号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 5 号についてご説明いたします。

議案書は 8 P となります。

議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第 4 号と同様です。今月の一括方式の申請は 3 件です。

従来、農地中間管理事業を活用して権利設定する場合は、機構が農地の出し手から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地を借り入れ、その後、受け手に中間管理法に基づく配分計画により転貸を行っていましたが、令和元年 11 月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという 2 つの権利設定を 1 つの集積計画に記載し、3 者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設されました。

これにより、先程述べました従来の方法よりも期間短縮・事務の簡素化を図ることができるようになりました。

申出書面積の合計は 9, 404 m² (約 9 反) です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第 5 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第 9、議案第 6 号について上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局

(事務局次長が資料を説明)

- ・ 9月の現地調査及び小委員会予定について
案はR 6. 9/3 (火) 午前9時00～
- ・ 9月の定例総会予定について
案はR 6. 9/10 (火) 午前9時30～
- ・ 利用状況調査日程協議
- ・ 各種研修会の参加人員報告
- ・ 農業新聞の定期購読について
毎月15日までに購読申込書を提出
- ・ 活動記録簿の提出について
毎月3日までに活動記録簿を提出

会 長

他にございませんか。何もないければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理

これを持ちまして、令和6年8月の第14回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和6年8月9日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議	長	津田恵美
議事録署名委員		岩本 勝
議事録署名委員		府内公生